

別表 1 (ワンストップ窓口) 【既存】

市町村が実施する創業支援等事業 (生駒市)

創業支援等事業の目標
<p>生駒市の事業所は、平成21年は2869事業所、24年は2721事業所で、148事業所が減少している。また、人口1万人当たりの事業所数は、奈良県内12市の中で最も少ない状況である。</p> <p>そのため、創業者支援が重要課題であると考え、総合計画では、「地域の活性化を図るため起業支援を行う」と位置付け、中小企業融資制度を設け、既事業者のみならず、創業者にも、債務保証料や利子補給による資金繰りの支援を行い、産学官事業として平成25年度～27年度の3か年計画で、起業を目指す方を対象に、女性優先起業家セミナーを実施し、平成26年度は、33事業者が起業した。</p> <p>今後も市内消費の拡大を目的に、県内他市との人口規模の比較で、店舗数が少ない、小売業と飲食サービス業の創業が有望と考えており、産学官連携事業でも創業支援に取り組んでいく。</p> <p>(目標の根拠)</p> <p>生駒市においては、各関係機関が創業希望者に個別に支援を行ってきたが、創業支援等事業計画により、各機関が連携した創業支援の事業を実施する。</p> <p>また、商工観光課にワンストップ窓口を設置し、創業希望者を支援する。</p> <p>昨年度創業希望者による市への相談は年間約10人であるが、本計画に基づき、市が中心となり創業支援等事業者である生駒商工会議所との連携を図ることにより、年間30人程度の相談件数を目標とする。</p> <p>創業率は、平成26年度の起業家セミナー(別表2-3)における創業率が約10パーセントだったことから、10パーセントを目指し、創業者創出数3名を目標とする。</p> <p>生駒市は総括的な立場として本制度の広報活動や既存の融資制度の啓発、各事業者の活動の取りまとめを行い、創業支援等事業者と連携して支援事業を実施する。</p> <p>(目標数)</p> <p>創業支援対象者数 30人 創業者数 3人</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p><ワンストップ窓口> 【新規】</p> <p>市商工観光課内にワンストップ窓口を設置し、企業支援係の職員2名により創業希望者に対する総合窓口として、国・県・市及び創業支援機関等が行う創業支援等事業の紹介・説明を行うとともに、必要に応じ認定連携創業支援等事業者である生駒商工会議所へ取り次ぎを行い、特定創業支援事業への参加を促していく。</p> <p>また、地域金融機関(南都銀行、京都銀行、大和信用金庫、奈良信用金庫、りそな銀行、京都中央信用金庫)、日本政策金融公庫奈良支店、奈良県信用保証協会、奈良県産業振興総合センターや(公財)奈良県地域産業振興センター(奈良県よろず支援拠点)と連携を図り、創業希望者の掘り起こしを行う。</p> <p>市ホームページに創業支援のサイトを設け、国・県・市・創業支援機関等の施策一覧を作成し紹介できるようにするとともに、創業に向けての基礎的な知識を提供する。</p> <p><創業に必要な要素と各連携機関が担う役割></p> <ol style="list-style-type: none">1. ターゲット市場の見つけ方 <p>生駒商工会議所や帝塚山大学、生駒市観光協会等において、市場ニーズの現状把握と情報提供を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">2. ビジネスモデルの構築の仕方

生駒商工会議所の経営指導員及び（公財）奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）のコーディネーターが創業希望者の計画について個別にアドバイスを行うほか、創業希望者向けのセミナー（経営・財務・人材育成・販路開拓等）を生駒商工会議所及び（公財）奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）にて行い、元気・やる気のある起業家の新たな創業を支援する。

地域金融機関や日本政策金融公庫奈良支店、奈良県信用保証協会においては、資金調達の支援や採算性などのアドバイスを個別相談にて行う。

奈良県産業振興総合センターにおいては、インキュベーション事業やビジネスプランコンテスト、創業サロンなどの事業を行い、（公財）奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）においては、専門家によるビジネスモデルについてのアドバイスを行いブラッシュアップする。

3. 売れる商品・サービスの作り方

生駒商工会議所が創業希望者向けのセミナー（経営・財務・人材育成・販路開拓等）を行う。

奈良県産業振興総合センターにおいては、国内外の見本市や展示会への出展支援を行う。

産学官（生駒商工会議所、帝塚山大学、生駒市観光協会、生駒市）連携事業として、創業者への技術指導や商品開発の助言等を行う。

4. 適正な価格の設定と効果的な販売方法

生駒商工会議所が創業希望者向けのセミナー（経営・財務・人材育成・販路開拓等）を行い、販売先、ターゲット、販売方法、価格へのアドバイスを行う。

産学官（生駒商工会議所、帝塚山大学、生駒市観光協会、生駒市）連携事業として、創業者への技術指導や商品開発の助言等を行う。

5. 資金調達

地域金融機関（南都銀行、京都銀行、大和信用金庫、奈良信用金庫、りそな銀行、京都中央信用金庫）及び日本政策金融公庫奈良支店、奈良県信用保証協会が、資金調達のアドバイスや支援を行う。

生駒商工会議所が、資金調達へのアドバイスを行うとともに、書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援を行う。

市商工観光課が市制度融資により、利子補給及び保証料の補給を行うとともに、各種補助金制度や県などの融資制度を紹介する。

6. 事業計画書の作成

生駒商工会議所及び（公財）奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）が事業計画書の策定について、専門家の知見からアドバイスを行う。

さらに、市商工観光課が、奈良県産業振興総合センター及び（公財）奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）が行う創業サロンを紹介する。

7. 許認可、手続き

市商工観光課において相談を受けた案件について、創業手続き、許認可についてのアドバイスを受けるため、関係機関へ案内する。奈良県産業振興総合センターでは、「奈良県経営まるごと支援ネットワーク」の機能を活用し、必要に応じて奈良県司法書士会、奈良県行政書士会等を紹介する。

8. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

生駒商工会議所が、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的にアド

バイスを行う。

<創業支援機関との連携>

各連携支援機関が支援を行った創業希望者の情報に対しては、創業希望者の同意を得つつ、守秘義務に十分注意しながら、市が情報集約・一元化を図り、創業支援者名簿を作成する。

創業支援者名簿には、製品、販路、販売手法、資金調達、人材等、創業希望者がどういった支援を望んでおり、どういったノウハウが不足しているかわかるようにし、適切な機関へ誘導し、創業実現まで関係機関がハンズオンで支援できるようにする。

<特定創業支援等事業について>

市が連携している生駒商工会議所及び（公財）奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）において特定創業支援等事業を実施する。

生駒商工会議所及び（公財）奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）において、創業セミナーとして、1回2時間程度の研修を実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓を習得できる内容とする。（別表2-1）

また、生駒商工会議所経営指導員及び（公財）奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）が、創業希望者に対し、1回1時間程度の個別相談を実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓の4分野についてアドバイスを行う。（別表2-2）

生駒商工会議所及び（公財）奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）が開催する創業セミナーを1カ月以上4回にわたって4分野すべてを受講、個別相談を1カ月以上4回にわたって4分野すべてにわたって実施、又は創業セミナーと個別相談を合わせて1カ月以上4回にわたって4分野すべてを受講・相談実施したことを確認できる者が特定創業支援等事業を受けた者として、市が証明書を発行する。

<各事業の共通事項について>

本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を市が把握することとし、創業希望者・創業者に対する聞き取りにより、事業の拡充や体制の改善を図っていくこととする。

特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業（希望）者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話、メール等により確認する。

創業後についても、奈良県産業振興総合センター、（公財）奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）及び地域金融機関と連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていく。

公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業（希望）者に対しては、創業支援サービスを行わない。各連携機関にもこの方針を徹底する。

（2）創業支援等事業の実施方法

生駒市商工観光課に、担当者2名を配置し、関係機関と連携したワンストップ窓口を設置する。

また、関係機関と連携のうえ、本市の創業支援等事業のチラシを作成し、市及び関係機関の窓口それぞれ配架し、幅広く創業希望者の目に届くようにする。加えて、市の広報紙及びホームページにおいても、相談窓口設置を広くPRしていくこととする。

市ホームページに創業支援サイトを開設し、創業に関する様々な情報を提供するとともに、創業支援機関とのリンクにより、創業（希望）者の利便を図る。

事業の周知に係る必要な予算は市が手当てすることとする。

各連携支援機関が支援を行った創業（希望）者情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、市が一元管理を行い、「創業支援者名簿」を作成し、関係機関との共有を図る。必要に応じ、生駒商工会議所、日本政策金融公庫、奈良信用保証協会、奈良県産業振興総合センター、生駒市等で連携会議を行う。

計画期間
平成27年10月1日～平成34年3月31日 変更箇所については平成30年8月31日～平成34年3月31日

(注)

1. 複数の創業支援等事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
2. 「創業支援等事業の目標」には、創業支援等事業により、計画期間内に何件の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。
3. 「創業支援等事業の内容」には、創業支援等事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援等事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。
4. 「創業支援等事業の実施方法」には、創業支援等事業の実施に当たって用いる民間の知識・手法又は連携する民間の創業支援等事業について記載する。
5. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。

別表 2-1 (創業セミナー) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (法第2条第25項第1号に該当する事業に限る。)

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 ①生駒商工会議所 ② (公財) 奈良県地域産業振興センター (奈良県よろず支援拠点)</p> <p>(2) 住所 ①〒630-0257 奈良県生駒市元町1-6-12 ②〒630-8031 奈良県奈良市柏木町129-1</p> <p>(3) 代表者の氏名 ①会頭 久保 昌城 ②理事長 奥田 喜則</p> <p>(4) 連絡先 ①【電話】 0743-74-3515 担当: 井勝 【fax】 0743-74-9185 ②【電話】 0742-81-3840 担当: 土本、戸森 【fax】 0742-36-4010</p>
創業支援等事業の目標
<p>創業希望者、若手経営者、第2創業をめざす人たちなどを平成28年度に生駒商工会議所が実施する「創業者 支援セミナー」及び奈良県よろず支援拠点の「夢をかなえる土曜塾」を開催し、市や連携支援機関にも紹介してもらうことにより、双方のセミナーで年間50人を創業支援対象者とし、平成26年度の起業家セミナー (別表2-3) における創業率は約10パーセントだったことから、10パーセントを目指し、創業者数5名を目標とする。</p> <p>(目標数) 支援対象者数 50人 創業者数 5人</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容 【創業セミナー】 【特定創業支援等事業】 生駒商工会議所が、創業を検討している方を対象に、創業に必要とされる基礎的な知識の習得からビジネスプラン作成まで、専門家を講師に迎え、経営、財務、人材育成、販路開拓をテーマに4回程度 (月1回2時間程度) の創業セミナー「創業者支援セミナー」を実施する。</p> <p>また、(公財) 奈良県地域産業振興センター (奈良県よろず支援拠点) が、「夢をかなえる土曜塾」を、年1回 (全6日、1日2時間程度、月1回の頻度で開催) 開催し、主に創業初心者の方々に向けて、難しい内容を分かりやすく解説し、受講者の創業意欲と知識を高める。また、同日に個別相談会を開催し、受講者のうち希望する者に対して、様々な疑問や課題の相談に対応する。</p> <p><特定創業支援等事業について></p> <p>① 生駒商工会議所 創業セミナーに全て出席をし、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識を修得した者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。</p> <p>一部の講義に欠席した者に対しては、生駒商工会議所が個別に補講を行う。生駒商工会議所の補講が受けられない場合は、(公財) 奈良県地域産業振興センター (奈良県よろず支援拠点) の「夢をかなえる土曜塾」又は個別相談指導 (別表2-2) において、受講できなかった分野の個別相談指導を受けることにより、補完できる。</p> <p>創業セミナー終了後も、生駒商工会議所の経営指導員がフォローすることとし、生駒</p>

市、地域金融機関、日本政策金融公庫奈良支店、奈良県信用保証協会、奈良県産業振興総合センターや（公財）奈良県地域産業振興センターと連携しながら、創業後も含めて支援する。

また、経営指導員が、創業希望者に対し、1回1時間程度の個別相談を実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓のアドバイスを行う。

創業セミナー（案）

- ・新規開業に向けた資金計画の作り方、融資制度〈財務〉
- ・企業運営に必要な税務・経理の知識について〈経営〉
- ・人を雇用するときの手続きについて〈人材育成〉
- ・マーケティング戦略について〈販路開拓〉

②（公財）奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）

「夢をかなえる土曜塾」の全ての講義に出席した者を、「特定創業支援等事業」を受けたものとする。

一部の講義に欠席した者に対しては、（公財）奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）が個別に補講を行う。奈良県よろず支援拠点の補講が受けられない場合は、生駒商工会議所の「創業者支援セミナー」又は個別相談指導（別表2-2）において、受講できなかった分野の個別相談指導を受けることにより、補完できる。

「夢をかなえる土曜塾」（案）

- ・事業コンセプトの決定【奈良県よろず支援拠点】〈経営〉
- ・事業計画書の作成【奈良県よろず支援拠点】〈経営〉
- ・マーケティングの基礎【奈良県よろず支援拠点】〈販路開拓〉
- ・財務・会計の基礎【奈良県よろず支援拠点】〈財務〉
- ・組織、税金、支援制度【奈良県よろず支援拠点】〈人材育成〉
- ・各種金融申請書の書き方【奈良県よろず支援拠点】

（2）創業支援等事業の実施方法

【創業セミナー】

生駒商工会議所の開催する「創業者支援セミナー」の会場は市内とし、実施に際しての事前PR等については市及び生駒商工会議所が連携し市広報紙、HP等で施策のPRを行う。

また、具体的カリキュラムの策定、専門家等の確保は商工会議所が行う。

市は、市広報紙、HP等で創業セミナーの開催に係る周知を図るとともに、公共施設へ開催案内チラシを設置する。

（公財）奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）の開催する「夢をかなえる土曜塾」については、奈良県よろず支援拠点サテライトオフィスにて開催する。場合により、同様の講義を、奈良県南部でも開催する。

会場準備、教材の準備等の事務手続は奈良県よろず支援拠点が行い、生駒市は、実施に際しての事前PR等を市広報紙、HP等で行うとともに、公共施設へ開催案内チラシを設置する。

特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日時等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得て、事業終了後直ちに生駒市に提出する。

修了生について、国・県・市の制度融資の周知及び利用斡旋を積極的に行う。

※各事業の名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。

計画期間
平成27年10月1日～平成34年3月31日 変更箇所については平成30年8月31日～平成34年3月31日
※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第2回認定日以降の申請が対象になる。

(注)

1. 複数の創業支援等事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
2. 「実施する者の概要」には、実施する者が個人である場合は氏名、住所及び連絡先を、法人である場合は名称、住所、代表者の氏名及び連絡先を記載する。「連絡先」には、電話番号、FAX番号及び法人である場合には担当者名を記載する。
3. 「創業支援等事業の目標」には、創業支援等事業により、計画期間内に何人の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。
4. 「創業支援等事業の内容」には、創業支援等事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援等事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。
5. 「創業支援等事業の実施方法」には、創業支援等事業の実施に当たって市町村及びその他の創業支援等事業を実施する者と連携を行う方法について記載する。
6. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。

別表 2-2 (個別相談指導)【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第2条第25項第1号に該当する事業に限る。）

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 ①生駒商工会議所 ②(公財)奈良県地域産業振興センター(奈良県よろず支援拠点)</p> <p>(2) 住所 ①〒630-0257 奈良県生駒市元町1-6-12 ②〒630-8031 奈良県奈良市柏木町129-1</p> <p>(3) 代表者の氏名 ①会頭 久保 昌城 ②理事長 奥田 喜則</p> <p>(4) 連絡先 ①【電話】 0743-74-3515 担当:井勝 【fax】 0743-74-9185 ②【電話】 0742-81-3840 担当:土本、戸森 【fax】 0742-36-4010</p>
創業支援等事業の目標
<p>平成27年度の生駒商工会議所の創業支援相談件数は13件であり、加えて奈良県よろず支援拠点とも連携することで、年間30人の相談件数を目標とする。平成26年度の起業家セミナー(別表2-3)における創業率が約10パーセントであったため、相談者の10パーセントである3人の創業を目指す。</p> <p>(目標数) 支援対象者数 30人 創業者数 3人</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容 生駒商工会議所の経営指導員(3名)【特定創業支援等事業】及び(公財)奈良県地域産業振興センター(奈良県よろず支援拠点)【特定創業支援等事業】のコーディネーターによる個別相談指導 創業希望者から相談があった場合、相談者に応じて経営、財務、人材育成、販路開拓等について、1回1時間程度の個別相談指導を実施する。 <特定創業支援等事業について> 生駒商工会議所と(公財)奈良県地域産業振興センター(奈良県よろず支援拠点)の個別相談指導を合わせて、1カ月以上にわたり4回以上指導を受けた相談者のうち経営、財務、人材育成、販路開拓の4分野の知識が身についたと認められる者を「特定創業支援等事業」を受けたものとする。 また、別表2-1で行う創業セミナーの一部を受講できなかった者は、経営、財務、人材育成、販路開拓の受講できなかった分野について、個別相談指導を受けることにより「特定創業支援等事業」の資格を満たした者としてすることができる。</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法 市はHP等で生駒市商工観光課内に創業支援に伴うワンストップ窓口の設置と、生駒商工会議所及び(公財)奈良県地域産業振興センター(奈良県よろず支援拠点)の個別相談窓口をPRする。 「特定創業支援等事業」の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、指導内容、指導日時等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得て、事業終了後直ちに生駒市に提出する。 特定創業支援等事業の資格を満たした者については、国・県・市の制度融資の周知及び</p>

利用斡旋を積極的に行う。

名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。

計画期間

平成27年10月1日～平成34年3月31日

変更箇所については平成30年8月31日～平成34年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第2回認定日以降の申請が対象になる。

(注)

1. 複数の創業支援等事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
2. 「実施する者の概要」には、実施する者が個人である場合は氏名、住所及び連絡先を、法人である場合は名称、住所、代表者の氏名及び連絡先を記載する。「連絡先」には、電話番号、FAX番号及び法人である場合には担当者名を記載する。
3. 「創業支援等事業の目標」には、創業支援等事業により、計画期間内に何人の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。
4. 「創業支援等事業の内容」には、創業支援等事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援等事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。
5. 「創業支援等事業の実施方法」には、創業支援等事業の実施に当たって市町村及びその他の創業支援等事業を実施する者と連携を行う方法について記載する。
6. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。

別表 2-3 (産学官連携事業) 【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (法第2条第25項第1号に該当する事業に限る。)

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 生駒商工会議所</p> <p>(2) 住所 〒630-0257 奈良県生駒市元町1-6-12</p> <p>(3) 代表者の氏名 会頭 久保 昌城</p> <p>(4) 連絡先 【電話】 0743-74-3515 担当：井勝 【fax】 0743-74-9185</p>
創業支援等事業の目標
<p>生駒商工会議所、帝塚山大学、生駒市観光協会、生駒市が共同で起業家セミナーや交流会等の創業支援等事業を、企画・開催する。</p> <p>内容は、年度ごとに4者で協議して決定するものとし、事業の実施にあたっての事務は、生駒商工会議所が行う。</p> <p>平成26年度に実施した起業家セミナーに約30人、平成27年度に実施した創業希望者交流会には約150人の参加があった。今後は、約40人の集客を目指した事業を企画・開催する。</p> <p>創業者数については、平成26年度の起業家セミナーの創業率が約10パーセントであったことから、10パーセントを目指し、創業者数4人を目標とする。</p> <p>(目標数) 創業支援対象者数 40人 創業者数 4人</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容 【産学官連携事業】 創業を検討している方、第2創業をめざす人たちを対象に、市、生駒商工会議所、生駒市観光協会、帝塚山大学が連携し、創業支援事業を開催する。内容は、起業家セミナーや創業希望者と創業者の交流会など、創業者の知識の習得や創業機会の拡大に繋がるものとし、産学官連携会議を開催して協議のうえ、年度ごとに決定する。</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法 産学官連携事業の会場は市内とし、実施に際しての事前PR等については市、生駒商工会議所、生駒市観光協会、帝塚山大学が連携し市広報紙、HP、チラシで行う。 また、具体的カリキュラムの策定、専門家等の確保は、帝塚山大学、生駒商工会議所が行う。 市は、市広報紙、HP等で事業の開催に係る周知を図るとともに、公共施設へ開催案内チラシを設置する。 事業の実施にあたっての事務については、生駒商工会議所が行う。</p> <p>※各事業の名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。</p>
計画期間
<p>平成27年10月1日～平成34年3月31日 変更箇所については平成30年8月31日～平成34年3月31日</p>

(注)

1. 複数の創業支援等事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
2. 「実施する者の概要」には、実施する者が個人である場合は氏名、住所及び連絡先を、法

人である場合は名称、住所、代表者の氏名及び連絡先を記載する。「連絡先」には、電話番号、FAX番号及び法人である場合には担当者名を記載する。

3. 「創業支援等事業の目標」には、創業支援等事業により、計画期間内に何人の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。
4. 「創業支援等事業の内容」には、創業支援等事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援等事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。
5. 「創業支援等事業の実施方法」には、創業支援等事業の実施に当たって市町村及びその他の創業支援等事業を実施する者と連携を行う方法について記載する。
6. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。